

狭山ニュータウン地区活性化指針（素案） パブリックコメント募集

狭山ニュータウン地区は、まちが生まれてから、約半世紀が経とうとしています。良好な住環境が保たれた住みよいまちという本市の住宅都市としてのイメージづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年、少子高齢化、核家族化、人口減少が進展する中、空き家や空き地の増加、買物弱者への対応など、さまざまな課題が顕在化してきています。

市では、子どもから大人まで、すべての住民の安全で安心な暮らしを守るとともに、交流や活躍の場をつくり、新たな人々を呼び込む魅力あるまちとしていくため、地区の資源や魅力等を踏まえためざすべきまちの将来像を描き、その実現に向けた取組み等を示した「狭山ニュータウン地区活性化指針」の策定に取り組んでいます。

この指針の策定にあたり、素案を作成しましたので、広く市民の皆さんのご意見をお聴きするため、次のとおりパブリックコメント（意見）を募集します。

1 募集対象

狭山ニュータウン地区活性化指針（素案）に対するパブリックコメント（意見）

2 閲覧場所

市役所企画グループ、市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、保健センター、福祉センター、市立公民館、図書館、市民活動支援センター

市ホームページからも閲覧できます。

3 募集期間

平成31年2月1日（金）～2月25日（月）必着

4 応募資格

大阪狭山市内に、居住・通勤・通学する人

5 提出方法・提出先

書面に、住所、氏名、電話番号（通勤・通学の場合は、お勤めの会社名・学校名）指針（素案）に対するご意見を日本語で記入し、大阪狭山市役所企画グループあてに、直接持参か次の方法で提出してください。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。

別紙パブリックコメント様式参照

（郵 送） 〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

（F A X） 072-367-1254

（電子メール） kikaku@city.osakasayama.osaka.jp

6 留意事項

住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

7 提出されたパブリックコメントの公表

いただいたご意見と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで一定期間公表します。また、ご意見の内容を簡潔にする場合や、類似の内容については、まとめて公表する場合があります。

住所・名前など、個人情報に関することは公表しません。また、個別に連絡することは原則ありません。

8 問い合わせ

大阪狭山市役所 政策推進部 企画グループ

電話 072 - 366 - 0011 内線 220